

令和5年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託企画提案競技
実施要領

1 開催目的

県外在住者で本県への移住を検討されている方々を対象に、宮崎の生活環境や市町村等の受入環境、さらには仕事や住まいなど個別の相談に対応する「移住相談会」等を開催し、本県への移住定住の促進を図ることを目的とする。

2 移住相談会の概要

(1) 移住相談会

ア 開催日及び会場

東京都、大阪府、福岡県で各1回、計3回行うこととし、会場は下記のとおり確保すること。

イ 開催時間

5時間程度（11時開始、16時終了等）とする。

ウ 開催方法

対面形式（オンラインも含めた開催は可）での移住相談会を開催する。

3 委託業務の内容

次の(1)から(9)までの業務について委託する。

(1) 会場の確保及び会場との調整

東京都、大阪府、福岡県で各1回、計3回の開催を想定し、会場を確保すること。
また、各会場との利用調整及び会場使用料の支払いを行うこと。（会場使用料は委託料に含まれる。）

(2) 移住相談会の実施

開催にあたっては、移住に関する相談に対応するため、市町村等の相談窓口35個（最大）が出展するものとし、移住相談実施スペース、受付票記入スペース、キッズスペース、アンケート記入スペースを必ず設置する。来場者は、東京都及び大阪府については150名程度、福岡県については80名程度を想定する。来場者にとって分かりやすく、ブースを回りやすいように、会場レイアウトや装飾、企画等を工夫すること。

また、3会場のうち少なくとも1会場以上で、移住相談窓口の設置以外に、大学講師や先輩移住者等によるセミナー等を開催し、本県への移住を効果的にPRできるプログラムを企画すること。

(3) 広報・PR物の作成

本イベントの周知を図るためのチラシやポスター等を作成するとともに、本イベントでの宮崎県ブースの装飾に活用できるような本県への移住をPRする垂れ幕やポスター等の広報物を2点以上作成すること。なお、後者については、次年度以降も継続的に活用可能な仕様とする。

(4) 広報・参加者募集業務

本相談会専用の特設サイトを開設し、決定した日程や開催方法等についての広報及び参加者の募集を行うこと。

(5) 開催準備業務

参加希望者からの事前問い合わせ（開催日時・開催方法など）について電話、FAX、メール等にて対応する。

(6) 開催対応業務

開催当日もスムーズに運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。

(7) アンケートの実施

移住相談会及終了後、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

(8) 事業完了報告書の作成

事業終了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

(9) その他

都市部のみでなく、中山間地域の小規模町村窓口にも相談者が集まるような仕組みについて提案し、実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症等への対策を講じること。（例：消毒用アルコールの設置等。）

4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

5 委託料

7,676,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費が含まれる。

※委託料の支払は、委託業務完了後である。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費（会場使用料含む）を除いて委託料を減額する。

6 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

(1) 法人格を有する団体

(2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者、役員及び構成員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- (1) 実施公告 令和5年5月12日（金）頃
- (2) 質問票受付期限 令和5年5月26日（金）午後5時
- (3) 参加申込期限 令和5年6月 2日（金）午後5時
- (4) 企画提案書提出期限 令和5年6月 9日（金）午後5時
- (5) 審査結果通知 令和5年6月下旬頃

9 企画提案競技の方法

- (1) 質問票（別紙1）の提出
 - ア 提出期限 令和5年5月26日（金）午後5時まで
 - イ 提出先 本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛
 - ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
 - エ 回答 回答は、原則として、質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に質問者へ電子メールで送付する。
- (2) 参加申込書（別紙2）の提出
 - ア 提出期限 令和5年6月2日（金）午後5時まで
 - イ 提出先 本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛
 - ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
- (3) 企画書等の提出
 - ア 提出書類及び部数
 - (ア) 企画提案書：7部（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。）
 - (イ) 企画提案競技参加団体の概要：7部（A4版で1枚にまとめること。）
 - ① 氏名又は名称
 - ② 所在地
 - ③ 代表者
 - ④ 担当者職氏名
 - ⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
 - ⑥ 類似業務の履行実績（直近2年以内）

(ウ) 見積書：7部（原本1部、写し6部）

会場使用料、設営料、広告費、講師謝金・旅費等の具体的な内訳を税込みで記載すること。

(エ) 誓約書（別紙3）：1部

イ 提出期限等

(ア) 提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先

本要領「12 問い合わせ及び書類提出先」宛

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、以下の審査基準により審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が1者の場合は、審査の結果総合計180点以上（30点×6名）であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

ア 移住相談会に関する会場の提案

会場のレイアウト等について来場者にとって分かりやすく回遊性を生むような提案が具体的に示されているか。また、中山間地域の小規模町村窓口にも相談が集まるような仕組みについて提案されており、効果が期待できるか。

イ 移住相談会に関する企画の提案

参加者にとって充実したプログラム構成になるような企画が具体的に示されているか。また、中山間地域の小規模町村への移住希望が増えるような企画について提案されており、効果が期待できるか。

ウ 移住相談会の広報・参加者募集業務

移住相談会の開催について具体的な情報発信が提案され、十分な集客が見込める内容となっているか。

エ 事業実施体制、実績等

事前準備、広報、参加申込受付、アンケート、関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制・能力を有しているか。

オ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年6月下旬頃を目処に、採択・不採択にかかわらず通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

1 0 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1 1 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は、開催しない。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (7) 契約締結後、契約案件名、契約の相手となった者の名称、得点、参加者数について、発注機関において閲覧に供するものとする。

1 2 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課
移住・定住推進担当 峰
電 話 0985-26-7922
ファクシミリ 0985-26-7353
電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp